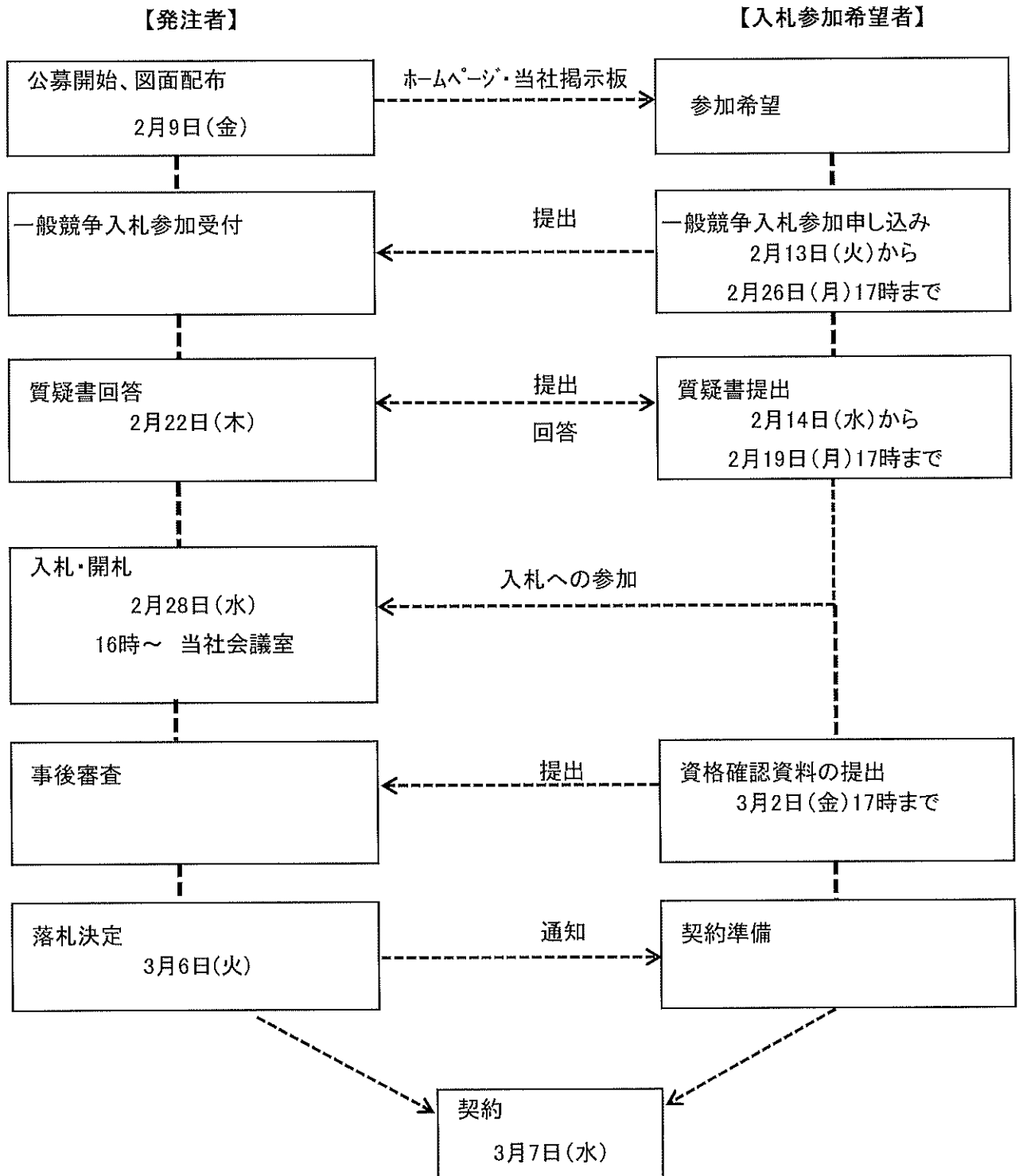


モノレール旭橋駅周辺地区第1種市街地再開発事業(北工区)バス停上屋建築工事
制限付一般競争入札(事後審査型)日程



一般競争入札要綱

モノレール旭橋駅周辺地区第1種市街地再開発事業(北工区)

バス停止屋建築工事

公募開始日：平成30年2月9日(金)

旭橋都市再開発株式会社

平成 30 年 2 月 9 日

一般競争入札(事後審査型)の実施について

旭橋都市再開発株式会社
代表取締役社長 平良敏昭

次のとおり建設工事に係る一般競争入札を実施し、工事業者を公募します。

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 モノレール旭橋駅周辺地区第1種市街地再開発事業(北工区)
バス停上屋建築工事
- (2) 場 所 那覇市泉崎地内
- (3) 工 種 建築
- (4) 工事内容 バス停建築工事、平屋建て、鉄骨造、床面積 約 270 m²
- (5) 工 期 平成 30 年 3 月 7 日から平成 30 年 8 月 31 日まで
- (6) 発注形態 単体発注
- (7) 資格審査方法 事後審査型 ※入札参加資格の審査を改札後に行う。
- (8) その他適用のある法令や制度等
 - ①リサイクル法 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年法律 104 号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
 - ②最低制限価格 設定する。
- (9) 本工事に係る設計業務等の受託者
モノレール旭橋駅周辺地区再開発事業計画設計共同企業体
(株)松田平田設計、(株)アール・アイ・エー、(株)国建共同企業体

2 入札参加資格要件

入札公告日から開札日まで間、次に定める資格を全て満たすこと

- (1) 開札日において建築工事業の有効な建設業許可を受けている者であること。
- (2) 開札日において経営規模等評価結果通知書(経営事項審査)を受けている者であって、経営事項審査結果通知書が有効期限にあること
- (3) 沖縄県の建設工事入札参加資格者名簿に県内建築工事業者として登録されている者であること
- (4) 平成 15 年 4 月 1 日から平成 30 年 1 月 31 日までに同種工事(鉄骨構造の建築工事)を

元受け又は特定 JV(出資比率 20%以上のもの)として施工し、完成引き渡し完了した
施工実績を有すること

- (5) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること
- (6) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがされている者又は民事再生法に基づき
再生手続き開始の申立てがなされている者(再認定を受けた者を除く。)でないこと
- (7) 県から指名停止措置を受けていないこと
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準じるものと
して公共工事からの排除の要請があり、当該状態が継続していないこと
- (9) 県内に本店又は営業所が所在すること
- (10) 技術者の配置
 - ①現場代理人は工事現場に常駐で配置できること。
 - ②主任技術者は、次のいずれかの資格を有するものを開札日において配置できること
 - ・一級建築士 ・一級建築施工管理技士
 - ア 主任技術者は、請負金額が 3,500 万円(建築工事の場合は 7,000 万円)以上となる
場合は専任で配置できること
 - イ 下請契約金額の合計額が 4,000 万円(建築工事の場合は 6,000 万円)以上となる場
合は主任技師に代えて建設業法による資格を有する監理技術者を専任で配置でき
ること
 - ③現場代理人、主任技術者及び監理技術者は、請負者と直接的雇用関係があること

4 設計図書等の閲覧、質問、回答

(1)設計図書等閲覧方法

設計図書等は、当社ホームページ上で公表する。詳細設計図書は当社で CD にて配布

提出先：旭橋都市再開発株式会社

FAX: 098-854-0038 E-mail: info@asahibashi.jp

(2)質問期間及び方法

質問期間：平成 30 年 2 月 14 日(水)9 時～平成 30 年 2 月 19 日(月)17 時

「質問書」を FAX または E-mail にて提出すること。(質問がない場合は不要)

※質問書様式は当社ホームページ上よりダウンロードすること

(3)回答及び方法

回答は、平成 30 年 2 月 22 日(木)17 時までに、一般競争入札参加申込書を提出した全社
あてメールにて行う。

5 一般競争入札参加申込書の提出

(1) 提出期間：平成 30 年 2 月 13 日(火)9 時～平成 30 年 2 月 26 日(月)17 時

(2) 提出書類：

① 一般競争入札参加申込書

※様式は当社ホームページ上よりダウンロードすること

6 入札

(1)開札日時 平成 30 年 2 月 28 日(水)16 時 00 分

(2)開札場所 旭橋都市再開発株式会社 会議室(官公労共済会館 5階)

(3)入札時の提出書類 工事費内訳書 (様式は自由)

(4)決定方法 入札書中、落札予定価格以下の最低価格をもって落札とする。ただし、別に最低制限価格を設定し、落札予定価格と最低制限価格の範囲内をもって落札と定めます。また、最低価格が 2 通以上あるときは、抽選により決定する。別紙の入札心得を熟読すること

(5)落札の保留 開札後に入札参加資格審査を行うため、落札を保留とする。

(6)無効の入札 旭橋都市再開発株式会社競争契約入札心得を参照すること

7 資格審査書類の提出(落札候補者のみ提出)

(1)通知方法 落札候補者となった場合には、メールで通知する。

(2)提出期限 平成 30 年 3 月 2 日(金)17 時 00 分

(3)提出方法 下記の資格審査書類を当社へ提出すること

(4)提出書類

①入札参加資格確認申請書

②最新の経営規模等評価結果通知書(経営事項審査)の写し

③建設業許可証明書又は建設業の許可について(通知)の写し

④配置予定技術者の資格等

⑤工事の施工実績

⑥誓約書 (その1、その2、その3)

※様式は、当社ホームページよりダウンロードすること

8 入札参加資格要件の事後審査及び落札者の決定

提出された事後審査書類を審査し、落札者を決定する。

9 入札保証金、契約保証金、支払条件に関する事項

(1)入札保証金 免除する。

(2)契約保証金 免除する。

(3)前金払 適用する。契約金額の 10 分の 4 以内とする。

(4)部分払 1 回以内

10 その他

公募の公表は旭橋都市再開発株式会社のホームページ(<http://www.asahibashi.jp/>)にて行っている。提出された関係書類は返却しない。

公告事項の内容に変更がある場合は当社ホームページに変更公告を掲載するので入札開始までは常に確認すること

11 問合せ先

旭橋都市再開発株式会社 担当者： 比嘉、内間

TEL: 098-834-9050

FAX: 098-854-0038

旭橋都市再開発株式会社競争契約入札心得

(目的)

第1条 旭橋都市再開発株式会社所掌の契約に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」という）を行う場合における入札等の取扱いについては、「契約規程」及び「発注等事務処理規程」に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(入札等)

第2条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という）は、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札参加者又はその代理人（以下「入札者」という）は、入札書を別途定める書式により1件ごとに作成し、封書にしたうえ、その指名及び入札件名を表記し通知書に示した時刻までに入札函に投入しなければならない。

3 入札者が所定の時刻に遅れたときは、入札は、これを認めない。ただし、他の入札者が初回の投入を終えていない間は、この限りではない。

4 郵送による入札は、原則として、これを認めない。

ただし、契約担当者が特に認めた場合は、配達証明付き書留郵便をもって提出することができる。

この場合においては、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書きし、中封筒に工事名、入札日時を記載の上封書し、契約担当者当て提出するものとする。

なお、あらかじめ指定した日時までに到着しないものは、無効とする。

5 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を持参させなければならない。

6 入札参加者は、地方自治法施行令167条の4第2項規定に該当する者を入札代理人にすることはできない。

7 入札者は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

8 入札者は、入札書を一旦入札した後は、開札の前後を問わず、当該入札書の書換、引換え又は撤回することはできない。

9 入札参加者は、請求がある場合には、工事費内訳書の提示をしなければならない。

10 入札者が、当該入札執行中に入札室を退室したときは、再入室を認めない。ただし、執行人が認めたときは、この限りではない。

11 入札者が、当該入札執行中に携帯電話を使用することを認めない。

(入札の辞退)

第2条の2 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

一 入札執行前にあっては、入札辞退届を契約担当者等に、直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る）して行う。

二 入札執行中にあっては、入札辞退届又その旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名などについて不利益な取扱を受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第3条 入札は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第4条 入札者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは、取りやめることがある。

(無効の入札)

第5条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

一 競争に参加する資格を有しない者のした入札

二 委任状を持参しない代理人のした入札

三 入札書の表記金額を訂正した入札

四 入札書の表記金額、氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱し、又は不明瞭な入札

五 同一人が同一事項についてした2通以上の入札

六 同一事項の入札について、他の入札参加者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者のした入札

七 連合その他不正の行為があった入札

八 その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第6条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格（最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をいう。以下同じ）で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はそのものと契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をしたものを落札者とする。

(再度入札)

第7条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。

2 前項の場合において、次の各号の一に該当する者については、再度の入札への参加を認めない。

- 一 第5条各号の一に該当する入札をした者（第3号又は第4号に該当する場合を除く）
- 二 最低制限価格未満の価格をもって入札した者

3 入札の回数は原則として2回を限度とし、再度の入札において落札者がいないときは入札を打ち切ることとする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第8条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときには、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約書の提出)

第9条 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約担当から交付された契約書の案に記名押印し、落札決定の日から7日以内に、これを契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者に書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに、請書その他これに準ずる書面を契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りではない。

(異議の申し立て)

第10条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(落札者の無効)

第11条 落札者の提出した資料等虚偽事項があった場合は、落札者の資格を喪失するものとする。

2 前項については契約締結後も適用する。

3 新たな落札者を選定する間及び業務開始準備期間に発生する損害については失格した落札者がその責を負うものとする。

附 則

この心得は、平成16年3月17日から施行する。

平成24年1月16日 改訂